

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

目 次 ページ

## 条 例

○北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
..... (議会事務局総務課) 1

## 条 例

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第60号

北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の次に次の2項を加える。

8 議長、副議長及び議員の報酬の月額は、平成19年8月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同条に定める額とする。

9 平成19年8月1日から平成20年3月31日までの間において議長、副議長及び議員が、議会、委員会、審査会又は会議規則に定める会議の招集に応じ、会議に参会したときの第3条第3項及び第4項の規定の適用については、別表第2中「16,000円」とあるのは「14,000円」と、「15,000円」とあるのは「13,000円」とする。

### 附 則

平成19年7月20日(金曜日)

北 海 道 公 報

号外第18号 1

